

日光市監査委員告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年1月24日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 荒川 礼子

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 監査の対象 | 日光行政センター・小来川財産区 |
| 2 監査の期間 | 令和6年11月15日～令和6年11月27日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和6年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

日光行政センター

4 監査の期間

令和6年11月15日～令和6年11月27日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和6年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

（1）大谷川河川緑地公園について、草刈と刈草処分を別発注にしている。利用者からの声を受けて草の処分を追加発注したとのことであるが、そもそも草刈後の草をそのまま放置しておくことが妥当なのか、利用者の利便性、衛生面なども考慮すると疑問が残る。次年度に向けて検討されたい。

(2) 小来川地域振興協議会に対して運営費補助金を交付しているが、交付先団体においては毎年一定程度の繰越金が生じている。補助金交付の適正性・妥当性について検討された
い。

令和6年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

小来川財産区

4 監査の期間

令和6年11月15日～令和6年11月27日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和6年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（2）指摘事項

財産区が管理している小来川山中桜並木保存会が市から受託している桜並木保育管理業務の会計処理が不明確である。会計処理を明らかにされたい。

8 意見及び要望

なし